別記様式第十四（第四十一条関係）（平17国交令12・平23国交令68・令２国交令98・一部改正）

権利処分承認申請書

殿

年　　月　　日

{設定／移転}しようとする者	住所	
	氏名	
{設定／移転}の相手方	住所	
	氏名	

下記の{開発誘導地区内の土地／開発誘導地区内の土地の上に建築された建築物}に関する権利を下記のとおり{設定／移転}したいので、新都市基盤整備法第51条第１項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物に関する事項

(1)　開発誘導地区内の土地

所在及び地番	地目	地積	取得の時期	取得価額

(2)　開発誘導地区内の土地の上に建築された建築物

所在及び地番	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	建築又は取得の時期	建築費又は取得価額

２　{設定／移転}しようとする権利の内容及び対価

３　{開発誘導地区内の土地／開発誘導地区内の土地の上に建築された建築物}の現在の利用状況及び権利{設定／移転}後の利用計画

４　権利{設定／移転}の理由

備考

１　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目の区分により、その現況を記載すること。

2　「地積」欄には、登記簿に登記された地積を記載すること。

3　開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物が改良等により増価した場合においては、「取得価額」欄又は「建築費又は取得価額」欄には、当該改良等に要した費用を付記すること。

4　申請者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載すること。

5　{設定／移転} 及び {開発誘導地区内の土地／開発誘導地区内の土地の上に建築された建築物} については、不要の部分を抹消すること。

6　この申請書には、権利 {設定／移転} 契約書案を添付すること。

7　この申請書には、記３については、必要に応じて図面を添付すること。